



『教育・保育給付認定（1号認定）申請』のお知らせ

【区立幼稚園 入園に係るご案内】

1 『教育・保育給付認定（1号認定）申請』について

平成27年度から始まりました「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するための制度が導入されました。子ども・子育て新制度で運営する幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望される方は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

区立幼稚園は、子ども・子育て新制度で運営する幼稚園です。入園を希望される場合は、教育・保育給付認定において、「1号認定」の申請を頂く必要があります。

2 『教育・保育給付認定（1号認定）申請』の対象者

以下の2つの条件を満たす方

- (1) ・飾区に住民登録をしている児童
- (2) 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園（区立幼稚園も該当します）、認定こども園（教育部分）に利用申込みをしている児童

※児童1人につき1枚の申請書を提出してください。

※保育園、認定こども園（保育部分）との併願者は、2号認定を受けていただくことになるため、本申請の対象にはなりません。

3 手続きの流れ

- (1) 「教育・保育給付認定（1号認定）申請書」（以下、申請書）に必要事項を記入してください。
- (2) 入園を希望する幼稚園に、申請書を願書と併せてご提出ください。
- (3) 園が、申請書を取りまとめて教育委員会事務局に提出します。
- (4) 園から提出された申請書を教育委員会事務局が確認し、教育・保育給付認定を行います。
- (5) 教育委員会事務局が、保護者の方に支給認定証を交付します。

4 スケジュール（予定）

令和6年4月の入園に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要します。

支給認定証の交付は、令和6年2月頃を予定しております。

5 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されたため、保育料は無償となりました。これに併せて、入園申請手数料も徴収しないこととなりました。ただし、各園にて実費で徴収する費用（教材費、PTA会費など）がございますので、ご注意ください。

6 区立幼稚園に関するお問い合わせ

・飾区教育委員会事務局 学務課学事係

TEL：03-5654-8459（直通）

